

第五十三号議案

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第三号中「次号において同じ。」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条に規定する免許状を有する者

第十条第三項第五号中「卒業した者」の下に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、区長が適当と認められたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第三項第五号の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三号)の改正を踏まえ、放課後児童健全育成事業者が事業所ごとに配置する放課後児童支援員の資格要件を拡大するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。